

知ってほしい

# 議会モニターとは

あなたもやってみませんか

## 議会モニター制度とは？

(清水町議会モニター設置要綱第1条)

- 「清水町議会の運営等に関して、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的」に、平成31年4月より設置しています。



## 定員は何名？

(清水町議会モニター設置要綱第3条)

- 「10名以内」です。

## 資格は必要？

(清水町議会モニター設置要綱第4条)

- 特別な資格は必要ありませんが、次の要件を満たす人です。
  - ①18歳以上の町民で、町議会議員又は町職員でない人
  - ②町議会の仕組み運営に関心がある人
  - ③町政及び地域社会の発展に関心がある人

## どんな仕事をするの？

(清水町議会モニター設置要綱第5条)

- 議会を傍聴（YouTube 配信を視聴してもOKです。）し、意見を提出すること。
- 「議会だより」「議会ホームページ」を見た意見を提出すること。
- 議長の依頼した調査に協力すること。
- 町議会議員と意見交換を行うこと。（年1回程度）
- モニター会議（年2回程度）に出席すること。



## 募集方法・任期は？

(清水町議会モニター設置要綱第8条、11条)

- 募集方法は、原則「公募」です。  
(応募者が少ないときは、議長が選出したり、推薦をいただくことがあります。)
- 任期は「2年間」で、再任可です。

現在のモニターの任期は「令和7～8年度(R9年3月まで)」です。

## 報酬は？

(清水町議会モニター設置要綱第12条)

- 無償です。  
ただし、年間5,000円程度の記念品（商品券）を贈呈いたします。

## 年間スケジュール（令和6年度の例）

| 日 程   | 内 容          | 備 考                          |
|-------|--------------|------------------------------|
|       | モニターの委嘱      | 令和5～6年度 6名<br>(令和5年6月1日 委嘱済) |
| 随時    | 定例会の傍聴（中継視聴） | 定例会前に案内（チラシ送付）               |
|       | 議会だより送付      | 年4回（5月・8月・12月・2月発行）          |
|       | 意見表の提出       | 年2回（モニター会議開催前）               |
| 7月17日 | 第1回モニター会議    | 議員（議会運営委員）との意見交換             |
| 2月18日 | 第2回モニター会議    |                              |

## 議会モニター業務の流れ

